

個人情報の提供および開示に関する規程

1. 目的

個人情報の提供および開示は、介護・医療提供者の重要な責務である。個人情報を積極的に利用者に提供し、介護・医療提供者と利用者との個人情報を共有することによって、両者の友好的な関係を築き、より質の高い開かれた介護・医療を目指すことを本規定の目的とする。

2. 個人情報の提供と開示

個人情報の提供とは、介護・医療の経過において、介護記録・診療記録・検査記録等を提示するなどして、利用者に説明することをいう。個人情報の提供は、介護・医療の現場において介護士・医師・看護師と利用者の信頼関係において行われるものである。

個人情報の開示とは、利用者本人または代理人等からの申請に基づいて、個人情報を閲覧あるいは謄写させることをいう。

3. 提供および開示する個人情報の範囲

提供する個人情報の範囲については、介護記録、診療記録(医師の記載部分)、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告およびエックス線写真等、利用者の介護・医療を目的として介護・医療従事者が作成した記録(以下「諸記録」という。)とする。ただし、他の医療機関からの紹介状等、第三者が作成した、または第三者から得た情報及び介護・医療に伴う教育・研究に関する情報については、提供あるいは開示する個人情報の範囲に含まないものとする。

4. 個人情報を提供および開示する対象者

個人情報の提供および開示は、利用者本人からの申請に基づいて、利用者本人への提供あるいは開示を原則とする。ただし、次の場合は利用者本人であっても提供あるいは開示しないことがある。

- (1) 利用者が合理的判断ができない状態にある場合
- (2) 利用者への個人情報の提供が、当該施設の介護・医療従事者を除く第三者の不利益になると考えられる場合
- (3) 個人情報を提供あるいは開示することが介護上、又は医療上との関係で利用者の不利益になると考えられる場合
- (4) 前三号のほか、個人情報の提供あるいは開示を不相当とする相当の事由が存する場合

5．個人情報の開示の方法等

- (1) 個人情報の開示を受けようとする者は、別に規定する申請書(申請する者の住所、氏名(自署及び押印)、生年月日、個人情報の種類、対象とする期間等、提供を受けたい部分を特定する事項及び申請する理由を記載した書面)により個人情報管理責任者に申請するものとする。ただし、申請する理由が記載されていなくても、個人情報の開示を行うものとする。
- (2) 個人情報の開示を申請できる者は、原則として次の通りとする。
 - a．利用者が合理的判断ができる場合は、利用者本人
 - b．利用者が合理的判断ができない状態にある場合は、法定代理人、又は現実に利用者の世話をを行っている親族、またはそれに準ずる縁故者
- (3) 申請の際には申請者が上記事項に定める者として適していることを証明するものとし、慎重にこれを確認した上で申請書を受理する。
- (4) 申請書を受理した個人情報管理責任者は、開示する個人情報の範囲及び個人情報を開示する対象者が適正か等について確認した上、当該利用者に関する個人情報を開示することについて差し支えがあるかどうかを、当該利用者に関係する部署等に照会する等検討し、その結果を速やかに申請者に通知するものとする。
- (5) 個人情報の開示は、閲覧、または閲覧及び謄写によることを原則とする。閲覧には情報システムのモニター等の閲覧を含む。謄写には、施設が認めた場合にのみ電子媒体での情報を含む。
- (6) 開示する諸記録の閲覧、又は閲覧及び謄写は、施設が指定する場合において行い、利用者からの求めがあれば、介護士・医師・看護師はその記載内容について説明するものとする。諸記録原本および許可されている場合を除いて電子媒体の複写を施設外へ送信あるいは持ち出すことは禁止する。
- (7) 個人情報保護の観点から、個人情報の開示を受けるものに対し、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。個人情報保護法及びその他の規範を遵守することが必要である。

6．個人情報の提供および開示に必要な費用

諸記録の閲覧及び謄写等に要する費用については、その代金の実費を請求者が負担するものとする。

7．諸記録の電子化への対応

諸記録の電子化が急速に進んでいるが、個人情報の提供および開示の基本原則は変わらない。しかし、その運用に関しては、電子化の状況に柔軟に対応するために変更する場合がある。情報システムに関しては、管理規程に規定する。

附 則

この規程は、平成18年5月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この規程は、平成19年3月24日に改訂し、平成19年2月1日に遡り適用する。